

< 参考 >

上田市国民健康保険条例（抜粋）

平成 18 年 3 月 6 日
条例第 130 号

（市が行う国民健康保険）

第 1 条 市が行う国民健康保険に関しては、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）その他法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第 2 条 法第 11 条第 1 項の規定による国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 5 人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5 人
- (3) 公益を代表する委員 5 人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2 人

（規則への委任）

第 3 条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。